

泉南市立東小学校  
いじめ防止基本方針

令和 5 年 1 月(改訂)  
泉南市立東小学校

# 目 次

はじめに

## I いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 基本理念
- 3 いじめの未然防止

## II いじめ防止等のための組織・取組の年間計画

- 1 いじめ防止等のための組織
- 2 年間計画
- 3 取組状況の把握と検証（PDCA）

## III 学校におけるいじめ防止等に関する措置

- 1 未然防止のために
- 2 いじめの早期発見に向けて
- 3 いじめ事案への対処
- 4 いじめ解消の定義

## IV 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味について
- 2 重大事態の報告
- 3 調査の主体と組織
- 4 調査結果の報告及び提供
- 5 市長による再調査等

資料1 問題行動への対応チャート

資料2 いじめ発見チェックシート

## はじめに

泉南市では、平成24年10月に「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしています。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となります。

本校は、小規模校ゆえに学級集団の状況把握がしやすい状況にあり、ともすれば「いじめ」などの問題行動は、「起きない」ものとする固定観念が生まれやすいです。そこで、すべての教職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識に立ち、学校教育目標の「みんながわくわく学び合える学校」にするため、またすべての子どもが「いじめのない明るく元気で楽しい学校生活」を送ることができるようにするため、学校いじめ防止基本方針をここに定めます。

平成29年3月には国の方針が改定され、平成30年3月には大阪府もいじめ防止基本方針の改定が行われました。本市においても令和4年12月に泉南市いじめ防止基本方針が改定され、それに伴い本校においてもいじめ防止基本方針を令和5年1月に改定しました。

基本姿勢として、以下のことを大切にします。

- (1) すべての教職員が、鋭い人権感覚を培い、いじめを許さない、見過ごさない学級、学校づくりに努めます。
- (2) 子ども一人ひとりに、自尊感情（自己有用感）を育む教育活動を推進します。学力面では、すべての教員が、「学び合い」を重視し、また体験活動など工夫してすべての子どもが活躍の場があるようにします。
- (3) 子ども一人ひとりに対する日々の観察を怠らず、些細な言動にも敏感に反応できるセンスを磨き、いじめの早期発見に努めます。
- (4) 日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- (5) いじめが生じた場合、有効と判断した場合は外部関係機関と連携し、当該の子ども心のケアを保障するとともに早期解決を図ります。
- (6) 学校と家庭が連携協力して事後指導にあたります。

## I いじめ防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義

#### (1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が

行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

## （２）留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

## 2 基本理念

### （１）いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

### （２）対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感

的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要です。

### (3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

## 3 いじめの未然防止

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことです。したがって、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から、いじめを早期に発見することが特に重要です。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要です。

また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切です。

## II いじめ防止等のための組織・取組の年間計画

### 1 いじめ防止等のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、教務主任、指導教諭、生徒指導担当
- (3) 役割

①学校いじめ防止基本方針の策定

②いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組みの推進

(ア)「校内支援部会」で子どもの様子を確認し合う。

特別に支援の必要な児童の状況確認や指導法などの情報交換を行う。

(イ)「元気アンケート」「いじめ調査」等の実施

定期的な調査を実施し、子どもの悩みや人間関係の把握に努める。

③相談機能の充実

(ア) すべての教職員が相談窓口であることを子どもに意識づけ、相談に応ずる。

(イ) 中学校区のスクールカウンセラーや泉南市スクールソーシャルワーカーの存在を保護者・子どもに周知する。

④教職員の資質向上のための校内研修を実施する。

⑤年間計画を作成しその進捗状況を把握するとともに、各取組の有効性を検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。

⑥いじめ事案が生じた場合は、いじめ対策委員会を開催し保護者とも密に連携をとりながら迅速かつ積極的に対応する。関係機関・市教育委員会・SSW・SCと連携をとる。

## 2 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| 泉南市立東小学校 いじめ防止年間計画 |  |
|--------------------|--|
| 4月                 | <b>第1回 いじめ対策委員会</b> （年間計画の確認、問題行動結果を共有）<br>児童への相談窓口周知<br>学習参観PTA総会 学校経営方針の説明 わくわくみんなが学び合える学校 |
| 5月                 | 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）<br>遠足 縦割り仲間集団の形成   |
| 6月                 | <b>いじめアンケート実施</b> （4～6年生） <b>学校元気アンケート</b> の実施<br>PTA人権研修会や「学校だより」にて「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明       |
| 7月                 | 個人懇談会 個別の教育ニーズの把握、現状確認、スクリーニング<br><b>第2回いじめ対策委員会</b> （状況報告と取組みの検証）                           |
| 9月                 | 集団の建て直し、見直し  |
| 10月                | 運動会 遠足 助け合える仲間づくり 再確認  |
| 11月                | <b>いじめアンケート実施</b>  |
| 12月                | <b>第3回いじめ対策委員会</b> （状況報告と取組みの検証）、スクリーニング   |
| 1月                 | 集団の建て直し、見直し  |
| 2月                 | <b>いじめアンケート実施</b> 、 <b>学校元気アンケート</b> の実施   |
| 3月                 | <b>第4回いじめ対策委員会</b> （年間の取組みの検証）   |

## 3 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回定例会を開催し、取組が計画どおりに進んでいるかなど進捗状況を把握し取組の検証をすすめるとともに、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどをします。

### Ⅲ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### 1 未然防止のために

##### (ア) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、児童が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

##### (イ) 平素からいじめについての共通理解を図る

- ①教職員に対しては、まず「いじめはこの学校でも起こるもの」という認識にたつて、常に自分や自分の関係する学級集団の人間関係を常に新たな視点で見直します。
- ②児童に対しては、どんな行為がいじめにあたるのかを話し合う中で理解させ、いじめる人にならない、見過ごす人にならない、いじめられたら必ず大人の人に相談することなど、徹底して指導していきます。

##### (ウ) いじめに向かわない態度・能力を育成する

###### ①コミュニケーション能力を育成する

児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要です。そのために、全ての教科、領域において言語活動の充実を図りながら、伝える力、聞く力を身に付けるようにし、人を傷つける言葉も具体的に示して上手に人と関わる方法を教えていきます。

###### ②自他の存在を認め合う集団づくり

自他の存在を尊重し合える態度を養い、違いを認め合える集団作りに努めます。具体的には、1年生から6年生まで縦割りグループを作り、1年間、様々な行事で助け合えるようにします。

##### (エ) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意点

いじめが生まれる背景には、いじめる本人の問題として、自己有用感の欠如や対人困難性（人とうまくつき合えない）、耐性欠如・欲求不満耐性欠如（いやなことには我慢できない・つらいことは耐えられない）、欲求不満状態の亢進（欲求不満状態が高じている）、自己中心性（自分さえ良ければいい・自分のことしかあまり考えない）などが考えられます。

###### ①自己有用感や自己肯定感を育む取組み

全校を8班に分けた縦割り班を組織し一年間を通して様々な学校行事での活動の母体とするなかで異年齢交流を深めます。このような関係の中で、高学年児童は慈しみの心を育み、頼られる心地よさを味わえます。低学年児童は安心感を味わうとともに、高学年児童の背中を見てリーダーに育ちます。

わくわく体験活動を積極的に日々の教育活動に取り入れ、様々な個性をもつ子どもたちが活躍できる場を保障します。その際、それぞれの活動のどこで子どもが生きる場面があるかなど具体的に想定して実施できるようにします。

###### ②道徳教育の充実

いじめを絶対に許さない人権尊重の精神を育むとともに、児童が規範意識を高めていけるよう道徳教育の充実を図ります。

どんな言葉で人が傷つくかなど、いじめについて具体的に学び、いじめを許さない態度を

身に付けるようにします。

③「学び合い」の学習を進める

子どもたち同士の学び合いの時間を設定し、わかる・できるが実感できる授業をつくります。

## 2 いじめの早期発見に向けて

### (ア) 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大事です。

①日常の観察を通して、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

- ・朝の会や授業中、休み時間、放課後など可能な限り子どもの表情やしぐさなど気になる変化や、遊びの中の友達関係の変化も見逃さないようにします。
- ・行動、服装、持ち物の様子など些細な変化も見逃さないよう「いじめ発見チェックリスト」などを活用します。

②定期的なアンケート調査の実施

- ・学期に一度のいじめ調査、子ども元気アンケートを実施し、子どもたちの実態を把握するようにします。

### (イ) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

①教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

校内支援委員会、生徒指導委員会や学年相互の相談会を開き、子どもに関する情報交換を行うとともに、指導方法等について相互に指摘し合える学校の雰囲気をつくります。

②保護者と連携して児童を見守るため、保護者がおかしいと感じたときはすぐに学校に相談するよう呼びかけます。

③相談体制を広く周知する。全校児童の相談を全教職員が常時相談に応じているなど、誰にでも相談できる体制を整え周知します。

## 3 いじめ事案への対処

### (ア) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる児童に対して事実関係の確認を行います。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用し、市教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

### (イ) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。停学などの懲戒も含め、いじめた児童には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。また、この際、大切なことはいじめた児童の保護者との連携です。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の

理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切です。

いじめた児童自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

#### (ウ) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

#### (エ) いじめ発見・通報を受けたときの対応

##### ①早期の迅速な対応

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わります。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮します。

##### ②組織的な対応

教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に情報を共有して対応をすすめます。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事態の深刻度により、専門性のある関係機関とも連携をとって対応します。

##### ③教育委員会、関係機関との連携（IV 重大事態への対処 参照）

事実確認の結果、深刻ないじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談します。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討します。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときも、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

##### ④被害・加害の保護者への連絡

電話だけで済ませることなく、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行います。

##### ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じます。
- ・ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当

該児童・保護者の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応します。

- ・また、情報モラル教育・デジタルシティズンシップ教育を進め、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設けます。

## 4 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要があります。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起っています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じることが必要です。

そのため、市、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

#### 【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

#### ○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

## 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、速やかに市長に事態発生について報告を行います。

## 3 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

### (1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめ対策委員会」が調査を行います。市教育委員会より、必要な指導、人的措置等の適切な支援を受けます。

### (2) 市教育委員会が主体となつて行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者が調査を行います。

その場合は、市教育委員会の設置された附属機関である委員会が行います。なお、被害児童及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ることなく、市長部局内に設置された附属機関「泉南市いじめ再調査委員会」(以下「市調査委員会」という)で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。

## 4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。また、市教育委員会が主体となった場合も、市教育委員会が、市長に報告します。

また、学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

## 5 市長による再調査等

### (1) 再調査の方法

- ① 4の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、再調査委員会を設置して行います。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ることなく、再調査委員会で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

## (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長は、学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、市立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

### 関連資料

- ◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)
- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156\\_02\\_2\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf)
- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf)
- ◇ 大阪府いじめ防止基本方針  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34767/00000000/kihonnhou shin\\_r4kaitei.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34767/00000000/kihonnhou shin_r4kaitei.pdf)
- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）、いじめ対応プログラム実践事例集（大阪府）、携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>
- ◇ 泉南市いじめ防止基本方針  
[https://www.city.sennan.lg.jp/material/files/group/35/ijimebousikihonnhou shin\\_R4\\_12.pdf](https://www.city.sennan.lg.jp/material/files/group/35/ijimebousikihonnhou shin_R4_12.pdf)

【資料 1】

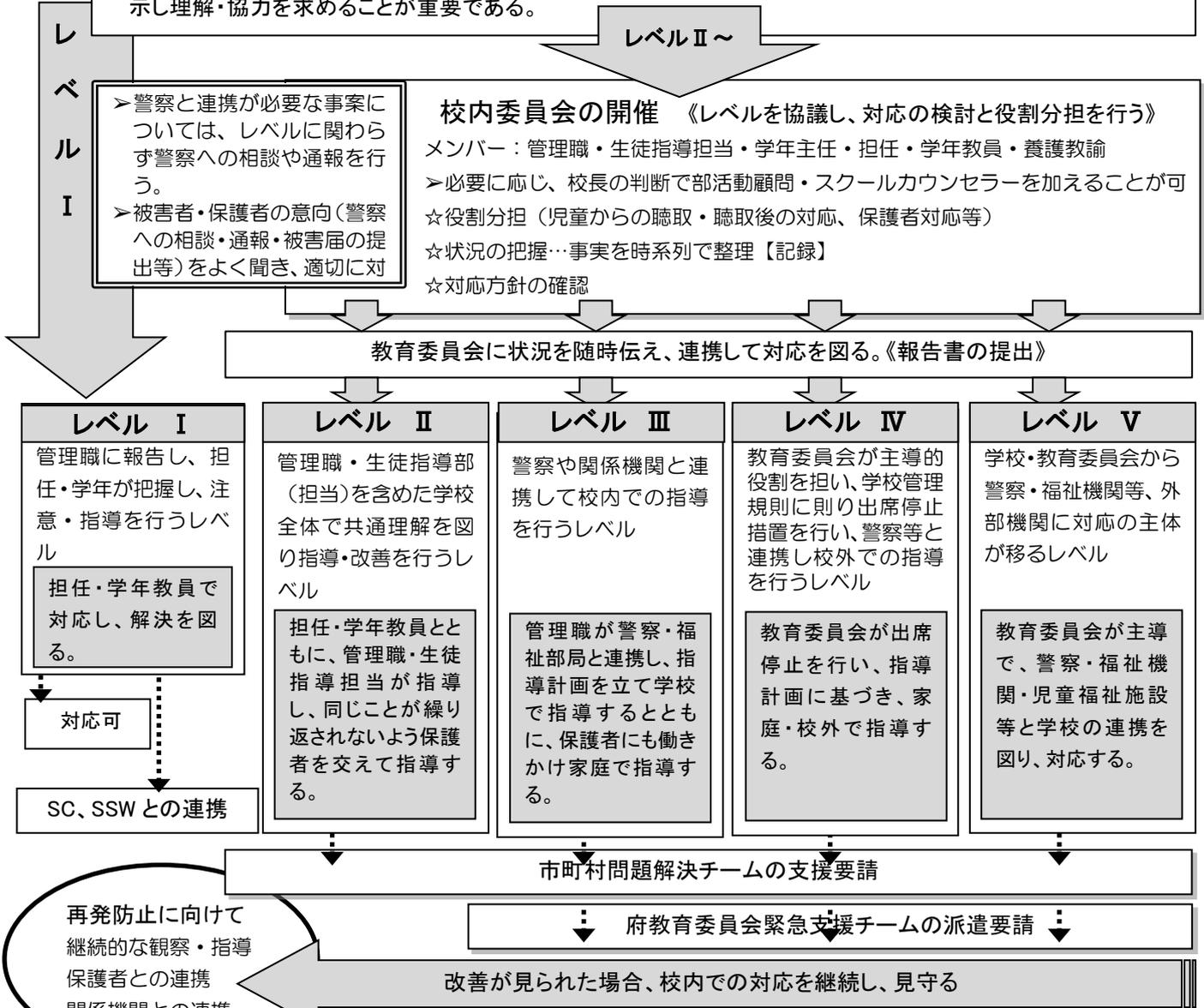
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート 大阪府

ねらい

■児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)  
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童を指導した。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害  
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

## レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れた。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

## レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

## 【資料2】 いじめ発見チェックシート

### 1. いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

### 2. いじめられている子

#### ●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ととき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### 3. いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう